

記載例
※内容は土木を例にしています。

提出日を記入してください

年 月 日

花巻市長 ○○ ○○ 様

請負者 住所 花巻市○○町○○-○
氏名 代表取締役 ○○ ○○

請負代金内訳書

工事番号 第○号
工事名 ○○○○工事
工事場所 花巻市 ○○ 地内
契約年月日 令和○年○月○日
工期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで

工事請負契約書に記載する内容を記載してください

Table with 9 columns: 費目, 工種, 種別, 細別, 規格, 単位, 員数, 単価, 金額. Rows include Direct Work Costs (12,825,000), Indirect Work Costs (2,385,000), and Site Management Fees (2,852,200), totaling 20,802,000.

共通仮設費率分に含まれない内容について、必要に応じ別途積上げにより算定する費用を計上してください。

- (注) 1. 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入すること。
2. 現場管理費については、内訳として法定福利費（健康保険料、厚生年金保険料（児童手当拠出金等含む）、雇用保険料及びその他）の各項目及びその他の全てについて記入すること。

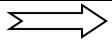
現場労働者に関する社会保険等の法定の事業主負担額（法定福利費）を記載してください。記載金額は例であり、各社・業種によって大きく異なるため、適切な値を用いてください。

合計額（税抜）＝契約額（税抜）となるように記載してください。

Q & A 集

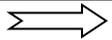
～国土交通省ホームページ よくある質問「法定福利費を内訳明示した見積書」編より引用～

Q：「内訳明示」する法定福利費の範囲は？



A：原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分が対象になります。

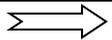
Q：保険料率はどのように調べるのか？



A：それぞれの保険に応じて、適用する保険料率を調べてください。

- ・健康保険料 → 協会けんぽのウェブサイト等（個別に健康保険に加入している場合は、組合に問い合わせ）
- ・厚生年金保険料 → 日本年金機構のウェブサイト
- ・雇用保険料 → 厚生労働省のウェブサイト

Q：介護保険料はどのように計算するのか？



A：介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合（被保険者全体に占める40～64歳の者の割合）を用いる方法が考えられます。

Q：法定福利費も消費税の対象となるのか？



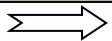
A：法定福利費分も消費税の対象となります。

Q：下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？



A：下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて見積書を作成してください。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

Q：健康保険、厚生年金保険が適用されない労働者の法定福利費の扱いは？



A：常用労働者5人未満の個人事業所は、健康保険や厚生年金保険の適用対象外となり、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。

ただし、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示してください。

Q：見積書の作成方法を知りたい場合は何を見ればいいのか？



A：各専門工事業団体では、業種ごとに法定福利費を内訳明示するための「標準見積書」を作成していますので、これを活用し、法定福利費を内訳明示した見積書を作成してください。

また、国土交通省では各下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を見積もる方法を開設した「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>) に公表しています。